

## 第 20 回 静岡市地域公共交通会議 本会議 議事録

日 時： 令和 5 年 12 月 22 日（金） 10:00～11:45

場 所： 静岡市産学交流センター小会議室 1、2

出席委員： 18 名

川口委員（会長）、岸委員、中村（満）委員、中山委員代理（田宮委員）、堀内委員、  
藁科委員、田中委員代理（佐野委員）、根来委員、上野委員、山田委員、杉本委員代  
理（齊藤委員）、鈴木（拓）委員代理（鈴木委員）、鈴木（隆）委員代理（亀井委員）、  
原田委員、高井委員、廣津委員代理（平野委員）、杉本委員、松浦委員（副会長）

欠席委員： 8 名

久保田委員、中村（直）委員、池田委員、杉山委員、中村（真）委員、稻垣委員、  
知久委員、朝比奈委員

報道記者： 2 名

静岡新聞社 河村記者、池谷記者

関係者： 2 名

株式会社 KMS バス 松本代表取締役、齊藤事務員

事務局： 9 名

静岡市交通政策課 望月課長、戸塚課長補佐、鈴木係長、渡邊主査、山本主査、  
市川主任技師、漆畑主任主事、白石主任技師、宮本主事

次 第：

1 開会

2 協議

（1）単独継続困難・退出申出路線及び市自主運行バスについて

（2）地域間幹線系統の事業評価について

（3）長田地区コミュニティバス実証運行に併せた丸子小坂線退出について

3 報告

（1）静岡市地域公共交通計画（検討中）に関する意見交換について

（2）乗合バスの協議運賃について

4 閉会

### 開会

事務局： 令和 5 年度静岡市地域公共交通会議第 20 回本会議を開催いたします。本日、司会を  
務めさせていただきます、静岡市交通政策課の山本と申します。

### 【配布資料の確認】

次第下方に配布資料一覧を掲載している旨を説明

これからの方針については、静岡市地域公共交通会議規約の第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長である静岡文化芸術大学の川口先生にお願いします。

川口会長： まず、本日の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局： 本会議の委員 26 名のうち、代理の方も含めて出席者は 18 名です。規約第 8 条第 2 項の規定により、過半数の出席であり、本会議が成立していることを報告します。

出席名簿と座席表をもってご紹介に代えさせていただきます。

なお清水警察署の代理出席者について神保様から鈴木様へ変更になり、また市建設局道路部長の代理出席者について堀井様が欠席となりましたことを申し添えます。

川口会長： 本日の傍聴人はおりますでしょうか。

事務局： 本日の傍聴人は、0名になります。なお、報道記者は2名になります。

川口会長： 規約第10条第2項に基づき、署名人を指名します。

署名人は、「一般社団法人静岡県バス協会 堀内 哲郎様」、「しづてつジャストライン株式会社 藦科 孝佳様」、お願いします。

#### **協議（1）単独継続困難・退出申出路線及び市自主運行バスについて**

川口会長： 協議案件に入ります。協議（1）「単独継続困難・退出申出路線及び市自主運行バスについて」、説明をお願いします。

##### **【主な説明内容】**

###### **(1) 単独継続困難路線について**

(資料1、別紙1-1に基づき事務局が説明)

###### **・ 事務局方針案**

県生活交通確保対策協議会に申し出のあった18路線の事業者路線については、地域住民の通勤、通学、通院などの交通手段を確保するため、引き続き国・県・市の補助により路線の維持に努める。

###### **(2) 退出申出路線について**

(資料1、別紙1-2 項目1に基づき事務局が説明)

###### **① 令和4年度 退出申出路線**

令和4年度に退出申出のあった3路線のうち2路線（用宗線、東新田下川原線）の事業者路線については、引き続き継続協議とし、その間は市の補助により路線の維持に努める。

なお、丸子小坂線については、協議（3）にてご審議いただく。

###### **② 令和5年度 退出申出路線**

###### **・ 路線退出の概要（利用状況、補助額など）**

(別紙1-2 項目2に基づき藁科委員（しづてつジャストライン㈱）が説明)

###### **・ 退出申出の背景**

令和6年4月からの改善基準告示の改正（2024年問題）を見据えての対応である。

###### **・ 路線バスの減便**

令和6年1月16日から、夕夜間帯における運行を中心に減便を予定する。

###### **・ 今後の協議**

路線廃止には、地域への丁寧な説明が必要であるため、退出時期などについて検討し、一旦継続協議とし、検討後に再度交通会議へ上程したい。

(資料1、別紙1－2 項目3～4に基づき事務局が説明)

・ 事務局方針案

令和5年度に退出申出のあった2路線（国道東静岡清水線、竜爪山線）の事業者路線については、継続協議とし、その間は市の補助により路線の維持に努める。

なお、退出申出への対応等について、しづてつジャストラインと今後協議をして決定する。

(3) 市自主運行バス路線について

(資料1、別紙1－3に基づき事務局が説明)

・ 事務局方針案

4路線の自主運行バスについて、地域住民の通学、通院などの交通手段を確保するため、路線の維持に努める。

【質疑応答】

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

岸 委 員： ・ 単独継続困難路線がかなり存在するところ（別紙1－1）、各路線は生活に欠かせない路線である旨、説明がありました。シビルミニマムの観点から代替手段も存在しないために路線を維持しているのか、それともまだ検討されていないのでしょうか。

質問の意図は、単独継続困難路線は退出申出路線の予備軍であるため、市は現段階から路線退出となった場合に何が起きるのか、代替手段を確保できるのかについて、事業者からの退出意向の申出を受ける前に検討すべきということです。

運転手不足の問題などにより、補助路線を継続していくことが困難になると想定されるところ、事業者から退出意向の申出を受けた後に市が対応を協議していくは相当の時間を要すると思われます。

・ シビルミニマムの観点から、各路線の補助額を提示し、重要な指標とすべきです。補助路線への対応について、ビジョンはありますか。

事 務 局： ・ ビジョンについては、次第3 報告（1）にて説明する予定です。なお、二種免許の運転手が不足しているところ、どこまで路線を維持していくかが課題です。地域公共交通計画の検討において、事業が成立する都市部では二種免許の運転手が担い、山間部などでは地域住民をはじめとする一種免許の運転手が担う流れを想定しています。

岸 委 員： ・ 市が率先して検討していただきたいです。

・ 費用がかかるため路線不要という議論をする意向はありませんが、費用面について、各路線における利用者1人あたりの単価を算出することで、各路線の効率性を比較することができます。その上で、代替手段を提示していく流れが良いです。

事 務 局： ・ 令和4年度における補助路線への補助額については約340,000千円、市自主運行バスの経費については約100,000千円になります。

・ 可能な限り、市のバス路線の概要について、市ホームページを活用して市民の皆さんへ発信していきます。

川口会長：では、本件について賛成する委員は挙手をお願いします。

<過半数以上の挙手>

「単独継続困難・退出申出路線及び市自主運行バス」について、本会の承認を得た。

協議（2）地域間幹線系統の事業評価について

川口会長：協議（2）「地域間幹線系統の事業評価について」、説明をお願いします。

【主な説明内容】

(1) 評価概要の説明

(資料2、別紙2-1に基づき廣津委員代理（静岡県地域交通課）が説明)

- ・ 地域間幹線系統の概要
- ・ 県内乗合バス利用者の推移

新型コロナにおける感染法上の位置付けが5類に移行されたが（R5.5）、コロナ前のバス利用者数に戻っていない。

- ・ 燃料価格など物価高騰の影響に伴う乗合バス経費の増額
- ・ 事業者による費用削減策及び利用促進策の取組み事例や自治体による支援事例の紹介

(2) 幹線系統の説明

(資料2、別紙2-4～5に基づき藁科委員（しづてつジャストライン㈱）が説明)

- ・ 三保草薙線の評価指標：B（令和5年度）

（原因）

①キロ当たり経費（評価点数：0点）

キロ当たり経費（459.72円）が地域キロ当たり標準経常費用（431.62円）を上回ったため。  
上回った要因は、運転手不足への対応として運転手の処遇改善に伴う人件費の高騰、バスロケーションシステムの導入等による。

②乗車人員（評価点数：0点）

計画（130,381人）を下回る実績（118,580人）であったため。

人員の算出手法が、調査日の乗車実績を年換算するため、調査日により実績人員が増減する。  
実態としては、日々の利用データによると前年度を上回る状況であり、乗車者数の回復が見受けられる。

(3) 市の取組方針等の協議

(資料2、別紙2-6に基づき事務局が説明)

- ・ 路線維持に努めるために実施する取組みを説明

【質疑応答】

川口会長：ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

<質問なし>

川口会長：では、本件について賛成する委員は挙手をお願いします。

<過半数以上の挙手>

「地域間幹線系統の事業評価」について、本会の承認を得た。

**協議（3）長田地区コミュニティバス実証運行に併せた丸子小坂線退出について**

川口会長： 協議（3）「長田地区コミュニティバス実証運行に併せた丸子小坂線退出について」、説明をお願いします。

**【主な説明内容】**

(資料3 項目1～3、別紙3－1、3に基づき事務局が説明)

- ・ 事業概要（経緯、交通会議などでの審議状況）
- ・ 地元関係者の意向  
(関係自治会)
  - ①用宗線・東新田下川原線の退出を希望していない。
  - ②丸子小坂線を利便性の高い長田地区コミュニティバスへの運行切替えを希望している。
- ・ (準備会)  
(株)KMSバスに長田地区コミュニティバスの運行について協力を要請し、長田西ルートの運行開始を望んでいる。

(別紙3－2に基づき松本代表取締役（(株)KMSバス）が説明)

- ・ 長田地区コミュニティバス運行計画書を説明

**(主な内容)**

運行期間：令和6年4月から1年間

運行方式：道路運送法第21条

事業主体：長田地区コミュニティバス運営準備会

運行主体：(株)KMSバス

(資料3 項目4に基づき藁科委員（しづてつジャストライン(株)）が説明)

- ・ 令和4年9月から協議してきたところ、各関係者が納得する形で調整ができたことに感謝申し上げる。
- ・ 地域が、地域発意の計画である長田地区コミュニティバスを選択されたことについて尊重する。長田地区コミュニティバスの運行について承認される場合、丸子小坂線は令和5年度末で路線退出となるが、引き続き長田地区コミュニティバスの成功に向けて応援することを考えている。
- ・ しかし、事業性の観点において非常に厳しいものになると懸念している。公共交通であることを踏まえて、実証運行を通じて持続可能な路線となるよう、地域や市からの様々な支援の検討をお願いしたい。

(資料3 項目5～6に基づき事務局が説明)

- ・ 事務局方針案

長田地区コミュニティバス実証運行及び丸子小坂線退出について承認する。

ただし、丸子小坂線は補助路線であることを踏まえて、長田地区コミュニティバスについて利用者目線に合わせた路線の在り方、役割を検証し、地区交通の適正化を図っていく必要がある。なお、これまでの交通会議にて重複路線におけるシミュレーションの実施について検討してきたが、丸子小坂線の代替交通になることから、シミュレーションの実施は行わない。

【質疑応答】

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

<質問なし>

川口会長： では、本件について賛成する委員は挙手をお願いします。

<過半数以上の挙手>

「長田地区コミュニティバス実証運行に併せた丸子小坂線退出」について、本会の承認を得た。

報告（1）静岡市地域公共交通計画（検討中）に関する意見交換について

川口会長： 報告案件に入ります。報告（1）「静岡市地域公共交通計画（検討中）に関する意見交換について」、説明を事務局からお願いします。

【主な説明内容】

（資料4に基づき事務局が説明）

- ・ 改正スケジュール
  - 令和5年度：計画案 策定
  - 令和6年度：計画 策定
- ・ 計画の方向性（郊外・山間部と都市部を分けて検討する）
  - ①郊外・山間部
    - 交通事業者が行う運行から地域主体の交通サービス（コミュニティバスなど）へ転換
  - ②都市部
    - 都市部へ二種免許の運転手を集約し、交通サービスを維持
- ・ 実施施策
  - ①郊外・山間部
    - 既存バスサービスが廃止される場合、住民が運営主体を選択、交通サービスを提供
    - 運営主体：住民主体または行政主体
  - ②都市部
    - 交通事業者が公共と事業性の両面で活躍するフィールドであることを踏まえ、行政は施策で事業者の実施を支える役割を担う。  
(具体的な施策事例)
      - 行政：運転手確保支援、パークアンドライド施設整備 等
      - 交通事業者：走行環境改善、待合施設整備 等
- ・ 短期、中長期的視点
  - 地域公共交通計画（検討中）における計画期間は、R7～R12（6年間）であるが、中期（～R20）、長期（～R35）における郊外・山間部と都市部における姿などを提示する。
- ・ 別途、意見書の提出を依頼

### 【質疑応答】

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願ひします。

- 岸 委 員： · 計画の方向性について、異論はありません。
- 地域公共交通計画(検討中)におけるコミュニティバスの定義を教えてください。一般的にコミュニティバスとは、一般的な定義がなく、市から事業者へ運行委託する市自主運行バスを指す場合があるなど様々な運行形態があります。
- 事 務 局： · 基本的に地域の一種ドライバーを活用した小型モビリティになります。小型モビリティとは、大型バスではなくセレナなどミニバンの車両を想定しています。
- 岸 委 員： · コミュニティバスの呼び方を含めて検討する方が良いと思われます。市から事業者へ運行委託する市自主運行バスと混同するおそれがあるためです。
- 地域主体の交通サービスへ転換する方向性は良いですが、ドライバーの確保策を地域公共交通計画へ記載しない場合、計画倒れに終わる可能性があります。地方では、若者が流失し高齢者のみが残っている状況であり、地域主体の交通サービスを実施するために必要な地域の活力が衰退しています。
- 短期、中長期的視点の設定において（資料4 7頁目）、中期へコミュニティバスを設定していますが、アクティブシニア（元気で活動的な高齢者）が地域に残っていない可能性があります。  
山間部における公共交通に関する調査をしているところ、定年退職した元気な70代の地域住民などが運転手をしています。このような場合、短期的には実施可能ですが、10～20年という視点では持続可能な交通になり得ないでしょう。したがって、安易に地域の活力を掲げるのではなく、地方の現状や補助路線の状況を踏まえて、中長期ではどのようなことが起きるかを想定して計画を策定すべきです。
- 事 務 局： · 地域主体の交通サービスへの転換について、市はどのように導入していくのか、また補助を含めてどのように支援していくのかを検討しています。  
全国的な事例を収集しつつ、どのような制度が良いか、岸委員からの意見を踏まえつつ検討していきたいと考えています。
- 藁科委員： · “移動サービスは単なるサービスではなく重要な社会資本”、“まちの持続のためには、公共交通の持続は不可欠”については（資料4 3頁目）、ごもっともな内容です。  
しかし、現在の状況では、従来事業者が担ってきた公共交通がビジネスモデルとして成立しにくくなっています。公共交通の維持が深刻化していると認識しています。  
したがって、移動サービスは重要な社会資本であることを踏まえて、官の立場から公共交通へ投資することが市のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を上げる観点から、従来の欠損額への補助というレベルではなく積極的な投資をお願いします。

- ・ 実施施策イメージにて（資料4 5項目），“行政は、施策で事業者の実施を支える役割”と記載されています。行政の施策を期待していますが、岸委員からの発言のとおり、官は率先して、市内の交通をデザインする役割を担っていただけます。
- 事務局： ① 地域公共交通計画の柱は路線バスになると思われます。クオリティ・オブ・ライフを上げるため、しづてつジャストラインとは情報共有や意見交換をお願いできればと思います。
- 山田委員： ② 行政の施策における運転手確保支援（資料4 5項目）とはどのような内容ですか。
- 事務局： ③ 具体例の1つとしては、公共交通機関の就職ガイダンスになります（事例：R5.12.19開催）。  
④ また直接的な運転手確保支援ではありませんが、公共交通の現況に関する広報活動を通して、運転手不足の問題点を補っていこうと考えています。
- 山田委員： ⑤ 他市町では、運転手確保支援と移住政策をセットで実施しているとのことです。先日、難波市長は人口流出を危惧していると発言されたことを踏まえて、移住政策とセットで実施することについて検討をお願いします。
- 中山委員  
代理： ⑥ 地域公共交通計画の策定に向けては、福祉的な視点を考慮していただきたいです。  
市自主運行バス（両河内線大平・板井沢系統、但沼系統）の利用者について、障害者手帳を持つ人が約40%を占めています。  
また、運行本数は約1,500便／月のところ、障害者のみ乗車している便が約20%を占めることから、市自主運行バスには福祉的な要素があります。
- 事務局： ⑦ 関係者間の連携が重要であることを踏まえて、福祉的な視点についても地域公共交通計画へ反映させていきたいと考えています。  
⑧ なお、地域公共交通計画は市の様々な計画と関連する内容であるため、中山間地部局、観光部局、福祉部局など関連する府内部局と連携を図っていきます。

#### 報告（2）乗合バスの協議運賃について

川口会長： 報告（2）「乗合バスの協議運賃について」、説明を事務局からお願いします。

##### 【主な説明内容】

（資料5、別紙5-1～2に基づき事務局が説明）

- ・ 道路運送法の改正内容（R5.10.1施行）
  - ① 交通会議とは別の協議会を設置して協議すること
  - ② 協議会の開催にあたり、市は事前に公聴会の開催等により関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講じなければならないこと

- 今後、規約の改正及び協議運賃に関する協議会の設置について、次回の交通会議もしくは書面決議にて審議していただく

#### 【質疑応答】

川口会長： ただいまの説明について、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。

- 原田委員：
- 従来、交通会議にて運賃を決定していましたが、複数事業者が交通会議へ参画するなかで運賃を決定することがカルテルにあたるのではという問題があります。今回、鉄道とタクシーについても協議運賃制度が開始されたことに合わせて、乗合バスの協議運賃制度を整理するために改正されました。
  - また、交通会議にて運賃に関する情報提供や議論をすることを否定するものではありませんが、道路運送法の改正に伴い、運賃の協議にあたっては別の協議会で行うスキームとなりました。
  - なお、公聴会等の手法について、公聴会の開催やパブリックコメントの募集等は例示であり、状況に応じて市のホームページにて意見を募集する方法や住民説明会等の手法も可能であるため、柔軟に対応していただければと思います。

川口会長：以上で本日の議題について終了します。進行を事務局に戻します。

#### 事務連絡・閉会

事務局： 規約第10条第2項の規定により、川口会長と「一般社団法人静岡県バス協会 堀内哲郎様」、「しづてつジャストライン株式会社 薫科 孝佳様」には、議事録への確認及び署名をお願いします。

事務局： それでは、令和5年度静岡市地域公共交通会議第20回本会議を終了します。本日は、お忙しい中、ご出席していただき、ありがとうございました。

会長 川口孝佳

署名人 堀内哲郎

署名人 薫科孝佳